## 第2節

# 市民の生活と財産を守り、安心・安全な、明るいまちづくり



### 第1項

### 災害に強い安心して暮らせるまちづくり

### 現状と課題

- ○南関東地域直下型地震の被害予想地域に含まれる本市では、土浦市地域防災計画に基づき、防災対策の積極的な推進に努めてきました。
- ○市民の安心・安全に対する意識も高まって おり、平成18年度現在、市内の173町内会 のうち、約82%にあたる142町内で自主防 災組織が結成されています。また、資機材 については、約77%の134町内で整備され ています。
- ○災害に強いまちをつくるため、地域防災計画の推進と避難訓練等の実施が必要です。 また、地震災害の被害を最小限にとどめる ため、建築物の耐震化を推進する必要があります。

- ○地域の安心・安全は地域で守るという考えから、自治会単位での防災組織の充実・強化が求められています。また、災害時における相互応援協定の締結や災害時要援護者の避難・誘導体制の整備を進める必要があります。
- ○武力攻撃事態や大規模テロの際に市民の生命 や身体、財産を保護し、被害を最小限にとど めるため、国民保護計画<sup>1</sup>に基づき危機管理 体制の強化と充実を図る必要があります。

#### ■自主防災組織結成及び資機材整備の状況

(平成19年3月31日現在)

	事 項	数	率(%)
	組織済	142	82.1
結 成	未組織	31	17.9
150	計	173	100.0
資	整備済	134	77.5
資 機 材	未整備	39	22.5
材	計	173	100.0
			> 20 AV 2 AV 2 A

資料:総務課

### 施策の体系

災害に強い安心して 暮らせるまちづくり ■ 地域防災計画の推進

2 自主防災組織の育成強化と活性化

3 災害時要援護者に対する支援

4 防災施設・設備の充実強化

5 防災体制の広域化とシステム化

6 国民保護計画の推進

7 橋梁震災対策の推進

8 既存建築物等の耐震化の推進

### 11 地域防災計画の推進

地域防災計画に基づく組織及び体制の強化 を図るためマニュアル化を推進するととも に、各施策を計画的に推進します。

また、防災訓練、各種研修会及び講演会等 を通じ、防災知識の普及と意識の啓発に努め ます。

### 2 自主防災組織の育成強化と活性化

未結成町内の自主防災組織の結成促進を図るため、支援対策を実施します。

また、既結成町内の自主防災組織の活性化を図り、更なる住民の地域連帯意識の高揚を目指す支援対策を実施します。

### 3 災害時要援護者に対する支援

高齢者や障害者等の災害弱者が災害発生時 に安全に避難できるよう、避難・誘導体制に ついて検討し、整備を図ります。

### 4 防災施設・設備の充実強化

災害時に情報の迅速な対応を図るため、地域防災無線及び防災行政無線のデジタル化を 推進します。

また、災害時の迅速な対応を図るため、食糧及び防災資機材等備蓄品の充実を図ります。

### 5 防災体制の広域化とシステム化

茨城県防災情報ネットワークシステムの利用により、情報の収集伝達や連絡体制の強化を図ります。

また、災害協定等相互応援・協力体制の強化を図るとともに、防災協力事業所と協力体制の強化を図ります。

### 6 国民保護計画の推進

市民の生命と財産を守るため、国民保護計画に基づいた施策を推進します。

### 7 橋梁震災対策の推進

災害時の緊急輸送路を確保するため、幹線 市道に架かる橋梁の耐震補強及び改修工事を 推進し、耐震性の向上を図ります。

### 8 既存建築物の耐震化の推進

地震に強いまちをつくるため、耐震改修促進計画に基づき耐震診断、耐震改修費の一部 助成など、既存建築物の耐震化を推進します。

国民保護計画 政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画のこと。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。

指標名	現状値	日捶仿	設定	3	主な役害	1		
<b>祖宗石</b>	現	目標値	方法	市民	事業者	行政		
自主防災組織の運営及び訓練補助金利用状況	35 組織	86 組織	個別	0	0	0		
【考え方】自主的な防災組織の育成状況を表	す指標です。全	自主防災組織の	50%の	組織での流	舌用を目標と	します。		
地域防災訓練・総合防災訓練への参加人数	1,500 人 / 回	1,800 人 / 回	個別	0	0	0		
【考え方】自主的な防災活動の活性化への取組成果を表す指標です。「自らのまちは自らが守る」意識の醸成により、 参加者の増加を目標とします。								
災害時における協定書の締結団体数	5 団体	20 団体	個別	$\triangle$	0	0		
【考え方】広域的な防災体制の構築状況を表き、現在の協定5団体(葛飾区、垂させることを目標とします。 避難路及び緊急輸送路の指定路線橋梁(34								
西無路及び緊急輸送路の指定路線備架 (34 橋) の補強実施件数	8 橋	12 橋	個別	$\triangle$	$\triangle$	0		
【考え方】災害時の緊急輸送路の確保に向け	た取組状況を表	す指標です。新	斤たに4枚	喬の補強実	施を目標と	します。		
耐震診断実施戸数	400戸	700戸	個別	0	0	0		
【考え方】既存木造住宅の耐震化に対する意識醸成の状況を表す指標です。これまでの取組実績や他市町村の状況 から、毎年 50 戸の実施を目標とします。								
危険建築物の調査・把握・指導状況	0%	100%	法	$\triangle$	$\triangle$	0		
【考え方】既存の危険建築物に対する改善に ることを日標とします。	向けた取組状況	を表す指標です	す。すべ	ての危険建	葉物に対し	、指導す		

### 主要事業

事業名	事業の概要
自主防災組織の強化	・自主防災組織の育成強化
災害情報連絡体制の整備	・防災無線整備事業
避難誘導体制の整備	・障害者防災マニュアルの作成
震災対策の推進	・緊急輸送路の橋梁耐震補強事業
既存建築物の耐震化の推進	・既存建築物耐震化推進事業

### 施策を推進する主な所管部署

○総務課 ○管財課 ○道路課 ○建築指導課 ○学務課



総合防災訓練

### 第2項

### 地域ぐるみで取り組む防犯まちづくり

### 現状と課題

- ○本市の刑法犯認知件数は平成15年の4.914 件をピークに減少傾向にあり、平成18年で は3.214件となっています。
- ○悲惨な事故、凶悪な事件が続発している現 代社会において、地域の安心・安全は地域 自らの手で守る必要があり、自治会単位の 自主的な防犯組織の設立が課題です。
- ○自治会と協力し防犯灯を設置することによ り、夜道でも安心して歩けるまちづくりが 求められています。

#### ■刑法犯認知件数の推移

(単位:件)

区	分	年	13	14	15	16	17	18
凶	悪	犯	30	25	22	21	28	16
粗	暴	犯	171	190	182	123	143	146
窃	盗	犯	3,606	3,976	4,107	3,173	2,878	2,480
知	能	犯	118	57	111	131	163	105
風	俗	犯	19	24	26	22	40	10
そ	の	他	379	441	466	489	552	457
合		計	4,323	4,713	4,914	3,959	3,804	3,214

資料:茨城県警察本部

### 施策の体系

地域ぐるみで取り組む 防犯まちづくり

2 防犯意識の普及啓発

■ 安心・安全な地域づくり

犯罪被害者の援助支援

### 施策の内容

### ■ 安心・安全な地域づくり

夜間の犯罪、事故を防止するため、町内会 における防犯灯等の設置を進めるとともに、 町内会を単位とする防犯組織を結成し、地域 ぐるみで防犯、地域安全運動に取り組みます。

また、青色回転灯を装備した公用車により市 内のパトロールを強化するとともに、警察をは じめ、防犯関係団体との連携を強化するなど、 地域ぐるみの防犯体制の充実に努めます。

### 2 防犯意識の普及啓発

情報紙やインターネットを使って犯罪情報 の提供を行うとともに、各界各層を対象に防 犯講座を開催し、防犯意識の高揚を図ります。

### |3|| 犯罪被害者の援助支援

(社)いばらき被害者支援センターを通じ て、犯罪被害者に対する各種援助を支援しま す。

### 施策の指標・目標値

16.抽 台	11117年	口捶仿	設定	主 な 役 割			
指標名	現状値	目標値	方法	市民	事業者	行政	
自主防犯組織の結成数	153 団体	165 団体	個別	0	0	0	
【考え方】地域ぐるみでの防犯まちづくりへ します。	の取組状況を割	長す指標です。3	全行政区(	の 95% に ネ	おける結成	を目標と	
刑法犯認知件数	3,214件/年	2,900件/年	個別	0	0	0	
【考え方】安心・安全な地域づくりへの取組 10%削減することを目標とします		『です。地域防狐	3パトロー	-ルなどの	実践強化に	より、約	
防犯体制の整備と防犯意識に対する市民満 足度	26.9%	31.9%	個別	0	0	0	
【考え方】安心・安全な地域づくりへの取組成果を表す指標です。防犯体制の更なる充実等により、5%の満足度 向上を目標とします。							
防犯に関する講座(教室)の開催数	54回/年	80回/年	個別	0	0	0	
	【考え方】防犯意識の普及啓発に向けた取組状況を表す指標です。学校、町内会、高齢者クラブ等で開催されている交通安全教室においても防犯講座を実施し、年間80回の実施を目標とします。						

### 主要事業

事業名	事業の概要
防犯体制の充実	・自主防犯組織の結成
防犯意識の普及啓発	・防犯情報の提供

### 施策を推進する主な所管部署

### ○生活安全課



安心・安全まちづくりパレード

### 第3項

### 市民の生命と財産を守る消防・救急の充実

### 現状と課題

- ○本市の火災発生状況は、年々減少傾向にあり、平成18年の火災発生件数は40件です。 なお、人口1万人当たりの火災発生件数では2.8件となり、県内では非常に低い数値となっています。
- ○救急出場件数は、平成18年が6,739回であ り、増加傾向にあります。
- ○火災等の災害から市民の生命や財産を守る ためには、消防車両及び消防無線の配備な どによる常備消防の充実を図るとともに、 消防団の充実・強化を図り連携して災害に 備えることが必要です。
- ○交通事故の多発、救急患者の増加により救 急車の出動件数が増加しており、救命救急 士の養成等高度な救急業務が求められてい ます。
  - 一方で、いつ事故や災害に遭遇しても市民 自ら対処できるよう応急手当の普及・啓発 に努めることも必要です。

### ■火災の発生状況

区分	出火件数	建物火災	死傷者数	損害額	1件当たり 損害額	人口 1 万人当たり火災件数		
年	山大什奴	件数	(死者数)	正者数) (千円)	(千円)	市	県	
13	81	48	9 (3)	24,3210	3,002	5.6	6.5	
14	61	40	7 (1)	173,994	2,852	4.2	6.9	
15	58	36	7 (1)	128,966	2,223	4.0	5.5	
16	50	35	4 (3)	141,835	2,836	3.5	5.5	
17	50	32	10 (3)	139,329	2,786	3.5	6.1	
18	40	23	8 (2)	54,227	1,355	2.8	5.1	

資料:消防本部

### ■消防力の現状

(平成19年4月1日現在)

			常備消防								消防団			
×	分	署所	ポンプ 自動車	はしご 車	化学車	救 助 工作車	救急車	職員	分団	動 力 ポンプ	団員			
基	準	6	10	2	1	1	6	285	_	39	1,390			
現	有	6	10	2	1	1	6	176	39	39	563			
充足	率(%)	100	100	100	100	100	100	63	_	100	41			

資料:消防本部

#### ■救急出動件数の推移

年	1	3	1	4	1	5	1	6	1	7	1	8	増加率(%)
区分	件数	構成比 (%)	平成13年基準										
火災	53	1.0	38	0.7	39	0.7	34	0.6	39	0.6	35	0.5	△ 34.0
水難	1	0.0	2	0.0	13	0.2	2	0.0	3	0.0	9	0.1	800.0
交通	1,052	20.4	1,052	19.9	1,047	18.2	1,041	17.6	1,049	16.1	1,011	15.0	△ 3.9
労働 災害	39	0.8	46	0.9	43	0.7	50	0.8	48	0.7	48	0.7	23.1
運動 競技	25	0.5	27	0.5	38	0.7	31	0.5	35	0.5	35	0.5	40.0
一般	569	11.0	569	10.8	644	11.2	636	10.8	792	12.2	897	13.3	57.6
加害	60	1.2	96	1.8	100	1.7	76	1.3	78	1.2	75	1.1	25.0
自損行為	98	1.9	73	1.4	97	1.7	113	1.9	99	1.5	120	1.8	22.4
急病	2,840	55.1	2,988	56.6	3,262	56.8	3,432	58.0	3,817	58.7	3,932	58.3	38.5
その他	417	8.1	388	7.3	463	8.1	500	8.5	546	8.4	577	8.6	38.4
合計	5,154	100.0	5,279	100.0	5,746	100.0	5,916	100.0	6,506	100.0	6,739	100.0	30.8

資料:消防本部

#### ■自動体外式除細動器(AED)設置状況

	17 年度	18 年度	19 年度		
設置台数(累計台数)	9台(9台)	25 台(34 台)	25 台(59 台)		
主な設置場所	土浦市役所 他	公民館・中学校 他	小学校 他		

※19年度は10月1日現在 資料:消防本部

### 施策の体系

市民の生命と財産を守る消防・救急の充実

Ⅱ消防力の充実

2 救急業務の充実

3 デジタル消防救急無線の整備

4 予防行政の強化

5 防火意識の高揚

### 施策の内容

### Ⅱ消防力の充実

計画的な消防車両の更新、配備や水利の不 足している地域等への消防水利施設の整備を 図るとともに、消防庁舎の建設に向けた検討 を行うなど、消防力の充実を図ります。

また、消防団の施設、装備を充実し、大規模災害時等において重要な役割を担う消防団活動の活性化を図ります。

### 2 救急業務の充実

高度な救急措置を行える救急救命士が高規 格救急車に常時乗車する体制の強化を図りま す。

また、市民に対して救急講習会を開催し、 救急現場での市民による新たな応急手当の手 法の普及を図るとともに、自動体外式除細動 器(AED)の配備を推進します。

### 3 デジタル消防救急無線の整備

県内全域を対象とした広域化、共同化に対 応できる消防指令システムの整備を図ります。

### 4 予防行政の強化

公共公益施設等に対する査察を強化し、消防用設備などの設置と機能の維持、消防訓練の実施、防火管理者に対する指導を行います。

### 5 防火意識の高揚

市民に対する消火訓練を実施するなど、防 火意識の高揚に努めます。

また、住宅火災による死者の発生を防止するため、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置の促進を図ります。

### 施策の指標・目標値

指標名	現状値目標値		設定	主 な 役 割			
1日1宗七	况1人但	口惊吧	方法	市民	事業者	行政	
救急・消防体制に関する市民満足度	42.6%	現状維持	個別	$\triangle$	$\triangle$	0	
【考え方】救急・消防体制の充実への取組成果を表す指標です。市民の期待が高まることが予想される中、更なる 救急・消防体制の充実により、現状の高い水準を維持することを目標とします。							
救急車の到達時間	5.7 分	現状維持	個別	0	0	0	
【考え方】救急業務の充実への取組成果を表 により、現場到達時間に影響を与						数の増加	
救急救命士数	18名	24 名	法	$\triangle$	$\triangle$	0	
【考え方】救急業務の充実への取組成果を表す指標です。高規格救急車6台に救急救命士が常時1名乗車できる体制を確立するため、24名の配置を目標とします。							

### 主要事業

事業名	事業の概要
消防車両等の整備	・消防ポンプ車更新 ・消防資機材の整備 ・消防水利施設(消火栓等)の整備
救急業務の整備	<ul><li>A E D の配備</li><li>・救急車両の更新</li></ul>
デジタル消防救急無線の整備	・デジタル消防救急無線の整備

### 施策を推進する主な所管部署

#### ○消防本部



消防出初式

### 第4項

### 市民が安全に生活できる交通環境の整備

### 現状と課題

- ○本市における車両登録台数及び交通量は、 ここ数年ほぼ横ばい状態にあります。交通 事故発生件数はやや減少傾向にあるもの の、年間1,500件以上の交通事故が発生して おり、交通安全対策の一層の推進が求めら れています。
- ○自動車利用は日常不可欠なものであり、安 全で円滑、快適な交通社会を実現するため
- には、歩行者や特に自転車利用者が安心し て通行でき、かつ、自動車が円滑に走行で きる道路交通環境を整備する必要がありま す。
- ○市民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・ 浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交 通マナーの実践を習慣づけるため、広報啓 発活動を一層充実させる必要があります。

#### ■車両登録台数の推移

(各年3月31日現在、単位:台)

1 1 1 3 3 2 2 2 3 3							
区分	年	14	15	16	17	18	19
四輪車	登 録 車	84,969	85,621	85,155	85,796	86,149	84,957
四辆平	軽 四 輪	21,562	22,453	23,904	24,993	24,667	26,330
二輪車	自動二輪	3,869	3,935	3,958	4,054	4,058	4,238
— 粣 <del>早</del>	原 付	7,779	7,458	7,383	7,301	7,243	7,095
小型	特殊	1,227	1,178	1,141	1,084	1,094	1,048
合	計	119,406	120,645	121,541	123,228	123,211	123,668

資料: 生活安全課

#### ■交通量の推移(12時間交通量)

(単位:台)

場所年	真 鍋 交差点	川口-丁目 交差点	千束町 交差点	小松坂下 交差点	中村バイパス 交差点	中貫バイパス 交差点	中 貫 交差点	有明町東口 交差点	学園東大通り 交差点
1 3	26,536	21,377	27,299	23,966	22,028	24,933	31,060	8,936	41,989
1 4	28,190	21,218	27,744	24,353	21,984	28,756	28,839	8,881	38,585
1 5	27,605	22,485	29,492	28,069	20,044	28,178	30,593	8,787	40,899
1 6	27,659	22,590	28,681	24,058	19,185	30,326	29,216	7,944	40,279
1 7	27,560	22,827	27,527		21,571	30,104	33,217		41,454
1 8	25,484	23,005	27,688		21,356	29,912	32,887		40,628

資料:生活安全課

#### ■交通事故発生件数の推移

(単位:件)

区分	年	13	14	15	16	17	18
	発生件数	1,808	1,673	1,598	1,648	1,596	1,551
死	死 者 数	12	18	15	15	6	4
傷	負傷者数	2,247	2,096	2,037	2,104	2,079	2,029
者	合 計	2,259	2,114	2,052	2,119	2,085	2,033

資料:生活安全課

区分	年度	13	14	15	16	17	18
	加入者数	17,116	17,177	15,446	14,833	14,537	13,482
内	— 般	9,439	9,126	9,189	8,769	8,396	7,404
訳	中学生以下	7,677	8,051	6,257	6,064	6,141	6,078

資料:生活安全課

### 施策の体系

### 市民が安全に生活できる交通環境の整備

- ■交通安全施設の整備充実
- 2 交通安全意識の啓発
- 3 放置自転車対策の推進
- 4 道路環境の形成
- 5 交通事故被害者対策

### 施策の内容

### ■交通安全施設の整備充実

安全で快適な道路交通環境を確保するため、カーブミラーやガードレールなど交通安全施設の整備を進めます。

また、信号機の設置などを関係機関に要望します。

### 2 交通安全意識の啓発

警察、関係機関及び地域との密接な連携を 図り、講習会、街頭活動、広報紙等による広 報活動などを徹底することにより、交通安全 意識の高揚に努めます。特に幼児、児童、生 徒、高齢者等に対して、交通安全教育を推進 します。

### 3 放置自転車対策の推進

土浦市自転車等の放置防止に関する条例に 基づく放置禁止区域について、定期的な撤去 を実施するとともに、特に駅前等の放置自転 車が多い地区に指導員を配置するなど、対策 の強化を図ります。

### 4 道路環境の形成

関係機関と調整を図りながら、歩道の設置、交差点の改良、踏切道の拡幅など安心できる歩行空間の確保に努めます

### 5 交通事故被害者対策

万が一の事故に備えて、県民交通災害共済 への加入促進に努めます。

### 施策の指標・目標値

指標名			設定	主 な 役 割		
1日1宗-仁	火化胆	口惊胆	方法	市民	事業者	行政
交通事故発生件数	1,613 件 / 年 (過去5年間平均)	1,600件/年	個別	0	0	0
【考え方】安全に生活できる交通環境の整備成果を表す指標です。過去5年間の交通事故発生件数の平均値を下回 ることを目標とします。						
交通安全教室の開催数	70回/年	90回/年	個別	0	0	0
【考え方】交通安全意識の啓発に向けた取組状況を表す指標です。現在、各学校や町内会において開催されている 交通安全教室の充実により、3割程度の開催増を目標とします。						
県民交通災害共済加入率	10%	現状維持	個別	0	0	0
【考え方】交通事故の被害者対策への取組状況を表す指標です。現状、加入者が減少傾向にある中で、現状維持を日標とします。						

事業名	事業の概要
交通安全施設の整備	・カーブミラーなどの交通安全施設の整備
放置自転車対策の推進	・駐輪場の適正管理

### 施策を推進する主な所管部署

○生活安全課 ○道路課



### 第5項

### 浸水被害に強いまちづくり

### 現状と課題

- ○現在本市では、8ヵ所の下水道雨水ポンプ 場が稼動しており、台風時の大雨や集中豪 雨に対応しています。
- ○近年、国内では異常気象ともいえるような 集中豪雨の発生がみられ、当地域において も記録的な集中豪雨が発生していることか ら、市民が安心して暮らせるよう、計画的 な雨水排除対策が重要です。

### ■下水道ポンプ施設の状況

(平成19年4月1日現在)

	· 種別		計	画	整价		稼動年
石 你	1生	נימ	ポンプ数(台)	能力(㎡ /min)	ポンプ数(台)	能力(㎡ /min)	1
亀城ポンプ場	合	流	5	326	5	326	昭和 41
桜川ポンプ場	合	流	4	208.8	4	208.8	昭和 45
塚田ポンプ場	雨	水	4	680	4	680	昭和 54
川口ポンプ場	雨	水	4	148	4	148	昭和 59
港ポンプ場	雨	水	4	282	4	282	昭和 63
川口川ポンプ場	雨	水	2	36	2	36	平成 5
木田余ポンプ場	雨	水	4	1,206	2	306	平成 11
新川ポンプ場	雨	水	5	1,170	3	538.8	平成 14

資料:下水道課

### 施策の体系

### 浸水被害に強いまちづくり

- 都市下水路の整備
- 2 総合的な雨水排除対策の推進
- ③ 既設下水道(雨水排除用)ポンプ場の 整備
- 4 公共下水道(雨水)整備事業

### 施策の内容

### ■ 都市下水路の整備

市街化の進展に伴い雨水排除が速やかに行われるよう、都市下水路の整備を推進します。

### 2 総合的な雨水排除対策の推進

集中豪雨に対応するため、都市下水路等の整備を行うとともに、貯水・遊水機能を高めるためのまちづくりを推進します。

### 3 既設下水道(雨水排除用)ポンプ場 の整備

施設・設備の老朽化の進んでいる下水道ポンプ場の改築及び設備の更新を行い、雨水排除の健全化を図ります。

### 4 公共下水道(雨水)整備事業

浸水地域解消のため、計画的に雨水管渠の 整備を進めます。

### 主要事業

事 業 名	事業の概要
都市下水路の整備	・都市下水路の整備 ・小規模排水路の整備
既設下水道ポンプ場の整備	・雨水ポンプ場の改築整備 ・公共下水道雨水ポンプ場の適正管理
公共下水道雨水排水路の整備	・公共下水道木田余排水区整備事業

### 施策を推進する主な所管部署

### ○下水道課



木田余ポンプ場

### 第6頃 消費生活の安定

### 現状と課題

- ○消費者を取り巻く環境は、規制緩和の進展、IT化<sup>1</sup>、グローバル化<sup>2</sup>などを反映し、様々な商品やサービスが幅広く流通しており、消費生活をめぐる問題もますます多様化・複雑化しているため、消費者の自立支援や被害の未然防止、相談体制の充実を図る必要があります。
- ○平成18年度における消費生活相談の件数は 1,931件で、架空請求・不当請求に関する相 談が特に多く寄せられています。
- ○複雑化した消費生活問題について、自主的に 取り組む消費者団体の役割が重要であること から、その育成・支援の必要があります。

### ■消費生活相談件数の推移

(単位:件)

(単位:件)

年 度	14	15	16	17	18
件 数	1,286	2,239	3,571	1,892	1,931

資料:消費生活センター

### ■商品別相談件数

順位	16 年度		17 年度		18 年度	18 年度	
1	架空請求・不当請求	2,536	架空請求・不当請求	781	架空請求・不当請求	896	
2	住宅関連	161	フリーローン・サラ金・ヤミ金	204	フリーローン・サラ金・ヤミ金	229	
3	フリーローン・サラ金・ヤミ金	147	住宅関連	159	住宅関連	114	
4	書籍・印刷物	46	電話回線	38	電報・電話	30	
5	教室・講座	42	書籍・印刷物	36	保険	27	
6	学習教材	33	自動車	32	自動車	24	
7	自動車	18	学習教材	28	教室・講座	19	
8	内職・副業	15	健康食品	25	海外宝くじ	17	
9	健康食品	15	教室・講座	22	複合サービス会員	16	
10	化粧品	14	クリーニング	19	健康食品	14	

資料:消費生活センター

### 施策の体系

### 消費生活の安定

■消費者教育と啓発の充実

2 相談業務の充実

3 消費者団体への育成・支援

- 4 消費生活モニターの強化

<sup>1</sup> T化 社会の構造が、IT(情報技術)を軸とした産業・経済・文化に移行しつつある状況のこと。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup>グローバル化 資本や労働力の国境を越えた移動 が 活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの 取引や、海外への投資が増大することによって世界 における経済的な結びつきが深まること。

### ■消費者教育と啓発の充実

高度情報化社会の中で、情報収集及び的確か つ迅速な対応が求められていることから、消費 生活展の開催など更なる消費者情報の充実を図 るとともに、県消費生活センターとの連携を強 化し、的確かつ迅速な対応を図ります。

### 2 相談業務の充実

消費者取引に係るトラブルの増加、悪質業者の巧妙化に伴う相談の増加などに対応するため、全国消費生活情報ネットワークシステムを活用し、相談員の知識や技法のレベルアップに努め、相談業務の充実を図ります。

### 3 消費者団体への育成・支援

消費者団体を育成・支援し、消費者の自主 的活動を促進します。

### 4 消費生活モニターの強化

安心で安全な消費生活のために、消費者問題に関する行政とのパイプ役や地域の消費者のリーダー役として、消費生活モニターを強化します。

### 施策の指標・目標値

指標名	現状値を目標値を		設定		主 な 役 割		
	<b>以</b> 从恒	日信他	方法	市民	事業者	行政	
消費生活講座等参加者数	1,464 人 / 年	現状値以上	個別	0	0	0	
【考え方】自立した賢い消費者の育成状況を 費者が現状より増えることを目標		市民の積極的な	な参加に	より、賢い	消費者・自	立する消	
消費生活相談件数	1,931 人 / 年	現状値以下	個別	0	0	0	
【考え方】消費者トラブルの未然防止と、苦情相談等の適正かつ効率的な処理への取組成果を表す指標です。消費 者トラブルの未然防止対策の推進等により、現在より相談件数が減少することを目標とします。							

### 主要事業

事業名	事業の概要
消費者への啓発推進	・消費生活展の開催
相談業務の充実	・消費者トラブルなどの相談対応

### 施策を推進する主な所管部署

○生活安全課